

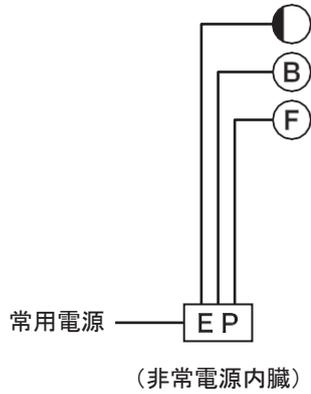
第14 非常警報設備

1 非常ベル、自動式サイレン

非常ベル、自動式サイレンは、令第25条第4項並びに規則第25条の2第2項（第2号及び第3号を除く。）及び第3項の規定によるほか、次によること。

(1) 主な構成（第14-1図参照）

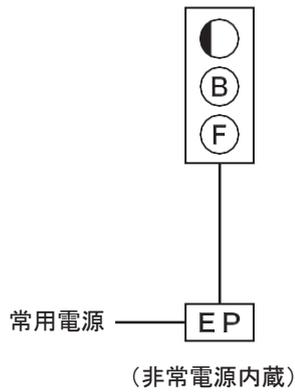
（その1）単品組み合わせ



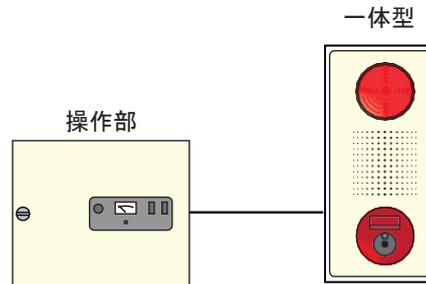
凡例

⊙ F	起動装置
⊙ B	音響装置
◐	表示灯
□ EP	操作部

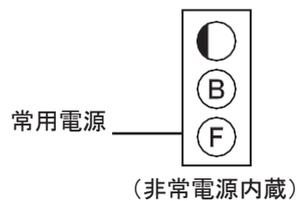
（その2）一体型



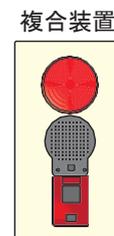
（姿図）



（その3）複合装置



（姿図）



第14-1図

(2) 用語の定義

この1において用いる用語の定義は、次による。

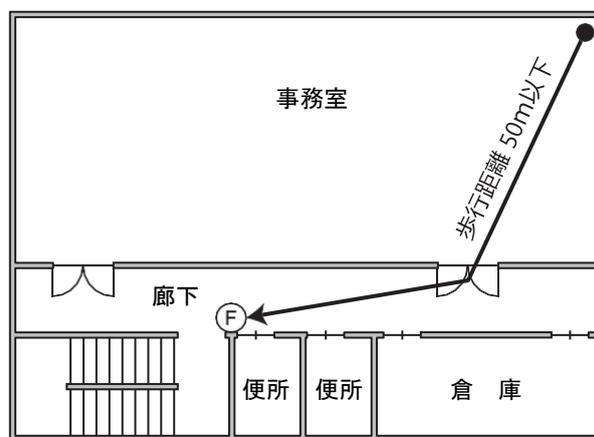
- ア 「非常ベル」とは、起動装置、音響装置（サイレンを除く。）、表示灯、電源及び配線により構成されるものをいう。
- イ 「自動式サイレン」とは、起動装置、音響装置（サイレン）、表示灯、電源及び配線により構成されるものをいう。
- ウ 「起動装置」とは、火災が発生した際、手動操作により音響装置を鳴動し、又は操作部に火災である旨の信号を送ることができる発信機をいう。
- エ 「音響装置」とは、起動装置から火災である旨の信号を受信し、自動的に火災である旨の警報を必要な音量で報知することができる装置をいう。
- オ 「表示灯」とは、起動装置の所在を明示するために設けられる赤色の灯火をいう。
- カ 「複合装置」とは、起動装置、表示灯、音響装置それぞれの単体又は任意に組み合わせ一体として構成したものに、非常電源を内蔵したものをいう。
- キ 「操作部」とは、起動装置と連動し、又は手動により警報を発するものをいう。

(3) 機器は、次によること。

- ア 非常ベル及び自動式サイレンは、非常警報告示に適合するもの又は認定品のものとする。●
- イ 地震動等による障害がないよう堅ろうに、かつ、傾きのないように設置すること。
- ウ 次に掲げる場所に非常ベル及び自動式サイレンを設ける場合は、防爆型、防食型、防雨型又は適当な防護措置を施すこと。
 - (ア) 腐食性ガス等の発生するおそれのある場所
 - (イ) 可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所
 - (ウ) 開放型の廊下又は通路（以下この第14において「廊下等」という。）で、雨水等が浸入するおそれのある場所

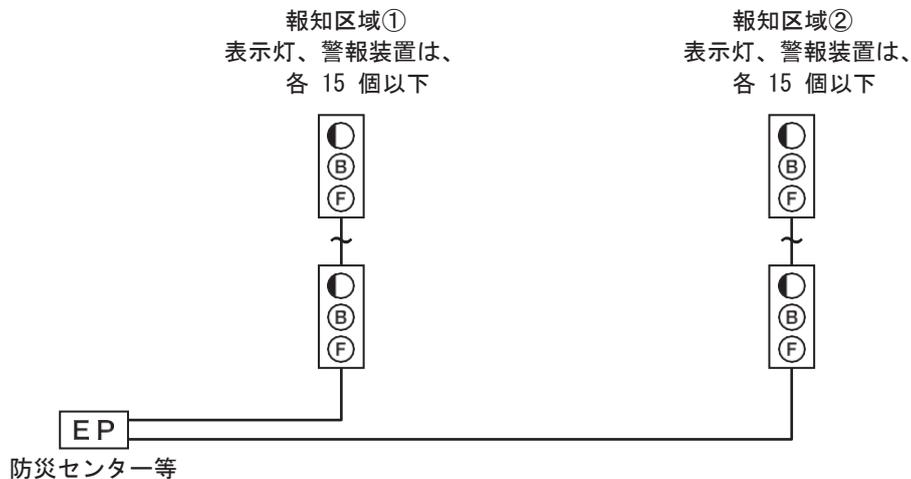
(4) 起動装置は、令第24条第4項第2号及び規則第25条の2第2項第2号の2の規定によるほか、次によること。

- ア 出入口若しくは階段の出入口の付近又は廊下等の多数の者の目に触れやすい場所で、かつ、操作の容易な場所に設けること。●（第14-2図参照）
- イ 操作上支障となる障害物がない箇所に設けること。



第14-2図

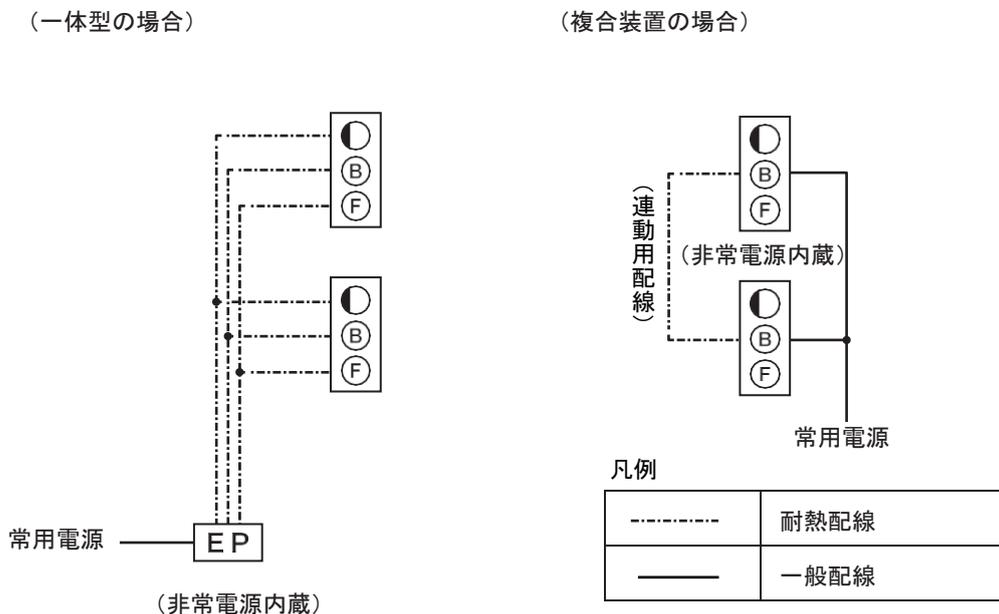
- (5) 音響装置は、規則第25条の2第2項第1号の規定によるほか、次によること。
- ア 設置場所は、第10自動火災報知設備8(1)を準用すること。
 - イ 原則として、当該設備を設置した防火対象物又はその部分の全区域に有効に報知できること。●
- (6) 表示灯は、規則第25条の2第2項第2号の2ニの規定によるほか、次によること。
- ア 通行に支障のない場所で、かつ、多数の者の目に触れる位置に設けること。
 - イ 天井面から0.6m以上離れた位置に設けること。▲
- (7) 操作部は、次によること。
- ア 設置場所は、次によること。
 - (ア) 点検に便利な場所に設けること。
 - (イ) 温度又は湿度が高く、衝撃、振動等が激しい等、操作部の機能に影響を与える場所には設けないこと。
 - (ウ) 起動装置の設けられた操作部にあっては、操作の容易な場所に設けること。
 - (エ) 多回線用の操作部にあっては、防災センター等の常時人のいる場所に設けること。
 - イ 機器は、次によること。
 - (ア) 1回線に接続できる表示灯又は音響装置の個数は、各15個以下であること。(第14-3図参照)
 - (イ) 自動火災報知設備と連動する場合は、無電圧マーク接点により、相互の機能に異常を生じないものであること。
 - (ウ) 多回線用の操作部又は地区表示灯を設けた複合装置の地区表示灯窓には、報知区域(1回線における当該回路の音響装置の鳴動区域をいう。)の名称等が適正に記入されていること。



第14-3図

- (8) 常用電源は、規則第25条の2第2項第4号ホの規定によるほか、第10自動火災報知設備4(3)を準用すること。

- (9) 非常電源及び配線等は、規則第25条の2第2項第4号及び第5号の規定によるほか、次によること。
- ア 非常電源及び非常電源回路の配線等は、第23非常電源によること。
- イ 配線は、電気工作物に係る法令によるほか、次によること。
- (ア) 規則第25条の2第2項第1号ロに規定する区分鳴動方式の場合には、一の報知区域の配線が短絡又は断線しても、他の報知区域への火災の報知に支障のないように設けること。
- (イ) 複合装置を2以上設置する場合は、常用電源回路及び起動回路の配線は、次に適合する電線を使用する場合、同一の管、線び若しくはダクト若しくはこれらのボックスその他の付属品又はプルボックスの中に配線して、差し支えないこと。
- a 常用電源回路 600Vビニル絶縁電線又はこれと同等以上の絶縁効力を有する電線
- b 起動回路 耐熱配線
- (ウ) 端子との接続は、緩み、破損等がなく確実であること。
- (エ) 電線相互の接続は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で行われていること。
- (オ) 耐火配線又は耐熱配線を必要とする配線は、次によること。(第14-4図参照)
- a 耐火配線
- 非常電源(非常電源専用受電設備又は蓄電池設備)から操作部又は起動装置までの配線(操作部又は起動装置に蓄電池設備が内蔵されている場合は、一般配線として差し支えない。)
- b 耐熱配線
- (a) 操作部から起動装置、音響装置及び表示灯までの配線
- (b) 複合装置を2以上設置する場合の複合装置間の起動回路の配線(以下この第14において「連動用配線」という。)



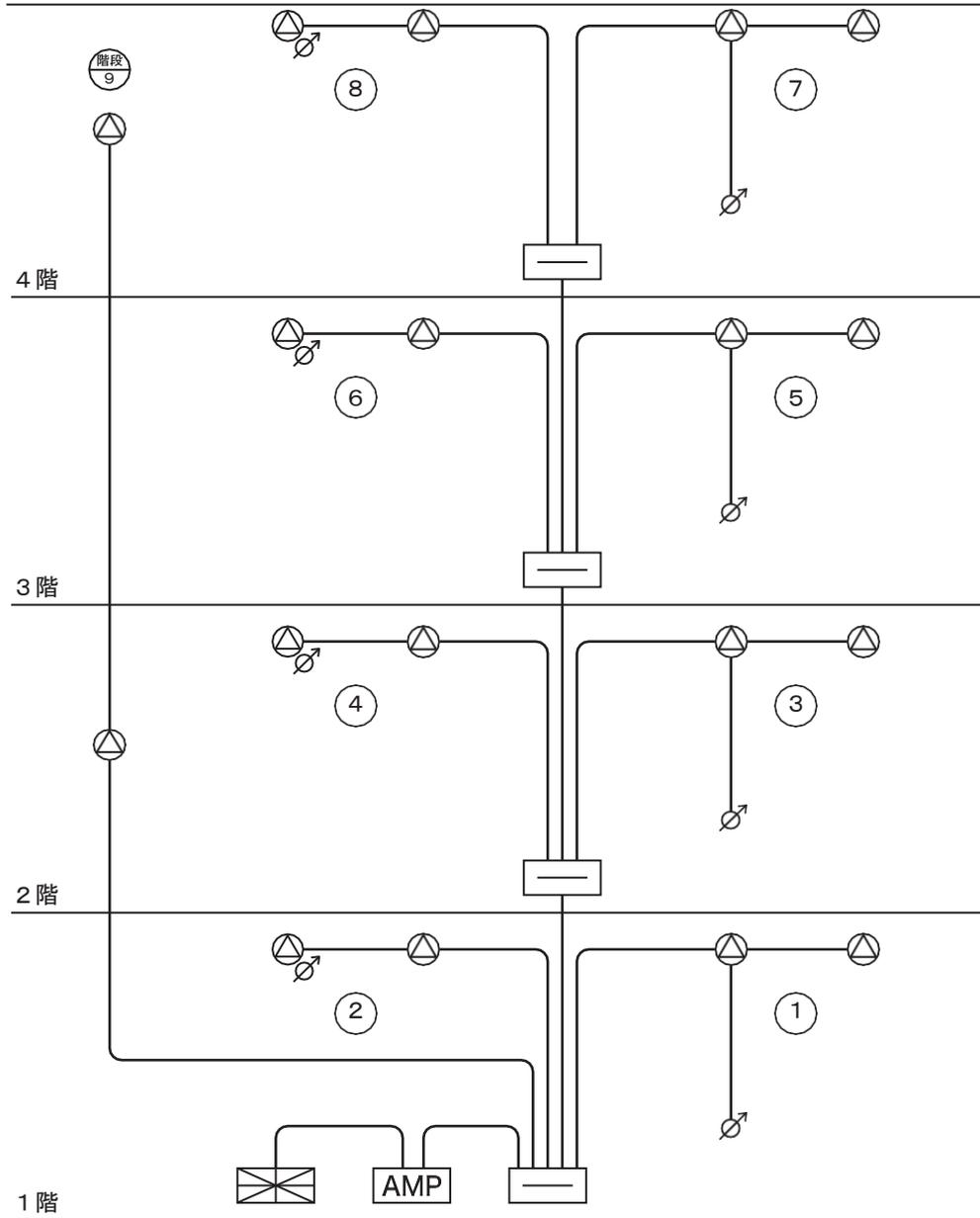
第14-4図

- (10) 規則第25条の2第2項第6号の規定により設ける総合操作盤は、第24総合操作盤によること。
- (11) 「公民館及び集会所」については東三河各市の指導指針によるものとする(別紙 公民館、集会場の取扱いについて参照)。

2 放送設備

放送設備は、令第24条第4項並びに規則第25条の2第2項（第1号を除く。）及び第3項の規定によるほか、次によること。

(1) 主な構成（第14-5図参照）



凡例

	増幅器等		音量調節器
	端子盤		報知区域
	スピーカー		自動火災報知設備受信機

第14-5図

(2) 用語の定義

この2において用いる用語の定義は、次による。

- ア 「放送設備」とは、起動装置、表示灯、スピーカー、増幅器、操作部、電源及び配線により構成されるもの（自動火災報知設備と連動するものにあつては、起動装置及び表示灯を省略したものを含む。）をいう。
- イ 「起動装置」とは、火災を発見した際、各階に設けられた当該装置を手動により火災である旨の非常警報を自動的に行えるもの又は増幅器等に火災信号を送り、増幅器等を起動させるものをいう。
- ウ 「表示灯」とは、起動装置の所在を明示するために設けられる赤色の灯火をいう。
- エ 「スピーカー」とは、必要な音量で警報音及び音声による放送が行えるものをいう。
- オ 「増幅器」及び「操作部」とは、起動装置又は自動火災報知設備から火災である旨の信号を受信しスイッチ等を自動的に又は手動により操作して、マイクロホン、テープレコーダー等により火災である旨の放送をスピーカーを通じて、必要な音量で必要な階に放送するものをいう。
- カ 「非常電話」とは、操作部との間の専用電話（インターホンを含む。）をいう。
- キ 「遠隔操作器」とは、防火対象物の使用形態により、放送場所が複数となる場合に使用できる単独の操作部をいう。

(3) 放送設備は、非常警報告示に適合するもの又は認定品のものとする。●

(4) 増幅器及び操作部（以下この第14において「増幅器等」という。）は、次によること。

ア 設置場所は、規則第25条の2第2項第3号ホ、ト及びブルの規定によるほか、次によること。

(ア) 規則第25条の2第2項第3号ルに規定する「防災センター等」とは、次に掲げる場所が該当するものであること。

ただし、防災センター等が存しない場合にあつては、常時人がいる場所で火災表示を容易に確認できる場所に設けること。

- a 防災センター
- b 中央管理室
- c 守衛室
- d 管理人室

(イ) 自動火災報知設備が設置される防火対象物にあつては、受信機又は副受信機（表示装置）と併設すること。▲

(ウ) 避難階又はその直上階若しくは直下階の避難上有効な出入口付近の場所に設けること。●

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- a 安全に避難できる場所であること。
- b 設置場所は、不燃材料で造られた壁及び床で区画された部分であること。
- c bの開口部には、常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸を設けたものであること。
- d 壁及び天井（天井がない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを避難階に通ずる主たる廊下、階段その他の通路にあつては不燃材料で、当該設置場所は準不燃材料でしたものであること。

(エ) 温度又は湿度が高く、衝撃、振動等が激しい等、増幅器等の機能に影響を与える場所には設けないこと。

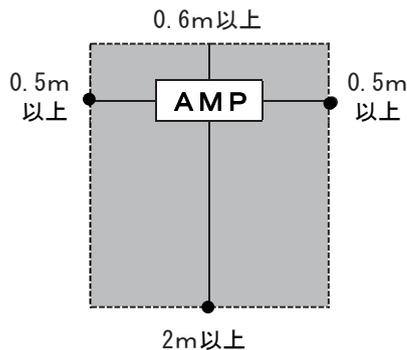
(オ) 地震動等による障害がないよう堅ろうに、かつ、傾きのないように設置すること。

(カ) 操作上、点検上障害とならないよう、有効な空間を確保すること。●（第14-6図参照）

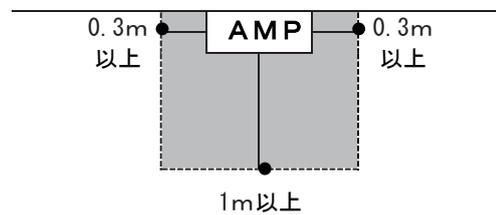
なお、自立型の場合で、背面に扉等がないものは、背面の空間を省略することができる。

また、操作上、点検上支障にならない場合は、図中の数値以下とすることができる。

(自立型)



(壁掛型)



第14-6図

イ 機器は、規則第25条の2第2項第3号へ、リ及びヌの規定によるほか、次によること。

(ア) 起動方式は、自動火災報知設備からの火災信号等の情報を受けて、次により音声による警報を発するものであること。

a 自動火災報知設備の階別信号の受信により、自動的に感知器発報放送（感知器が発報した場合又はこれに準ずる情報を入手した場合に行う放送をいう。以下同じ。）が行えるものであること。

b 感知器が作動した旨の信号を受信した後、次のいずれかの信号を受信した場合、自動的に火災放送（火災の発生が確認された場合又はこれに準ずる情報を入手した場合に行う放送をいう。以下同じ。）を行うこと。

(a) 発信機又は非常電話からの信号

(b) 火災信号を感知器ごとに区分できる自動火災報知設備にあっては、第1報の感知器以外の感知器が作動した旨の信号

(c) その他火災が発生した旨又は火災が発生した可能性が高い旨の信号

c 発信機又は非常電話により起動する場合は、自動的に感知器発報放送を行った後、直ちに、かつ、自動的に火災放送を行うこと。

ただし、防火対象物の用途、規模、防火管理体制を勘案して感知器発報放送を省略して、直接、火災放送を行うことができる。

d 非火災報放送（火災の発生がないことが確認された場合に行う放送をいう。以下同じ。）は、簡単な操作により起動できること。

(イ) 自動火災報知設備と連動する場合は、無電圧メーク接点により相互の機能に異常を生じないものであること。

(ウ) 増設工事が予想される場合は、増幅器等に余裕回線を残しておくこと。▲

(エ) 増幅器の出力とスピーカー等の合成インピーダンスは、次式aを満足し、整合（インピーダンスマッチング）したものであること。

ただし、増幅器の定格出力時の音声信号電圧が100Vに統一されたハイインピーダンス方式を用いたものは、次式bによることができる。

(a式)

$$P \geq \frac{E^2}{Z}$$

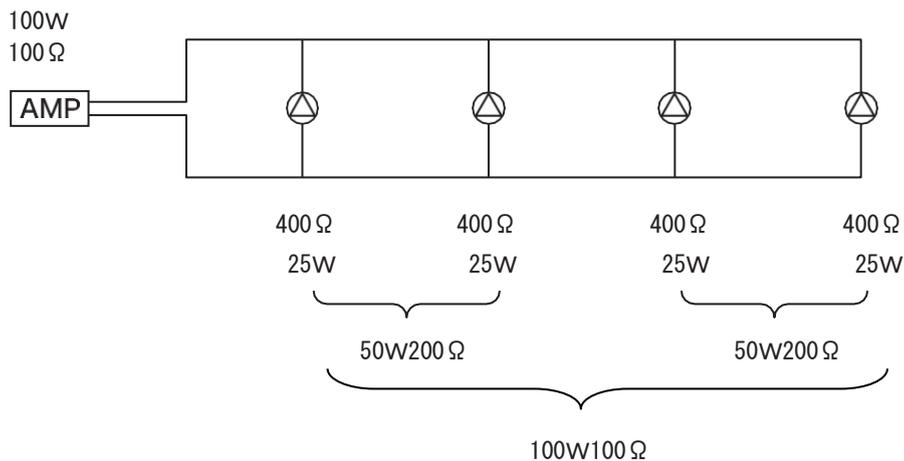
P：増幅器の定格出力（W）

E：スピーカーの回路電圧（V）

Z：スピーカー等の合成インピーダンス（Ω）

○スピーカー等の合成インピーダンスを求める計算式
(並列接続の場合)

$$Z_o = \frac{1}{\frac{1}{Z_1} + \frac{1}{Z_2} + \frac{1}{Z_3} + \dots + \frac{1}{Z_n}}$$



(直列接続の場合)

$$Z_o = Z_1 + Z_2 + Z_3 + \dots + Z_n$$

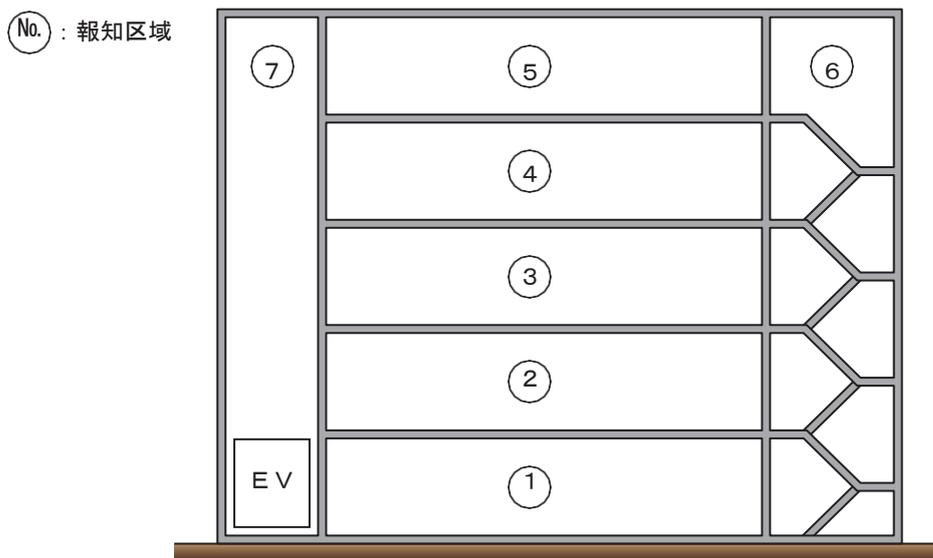
(b式)

$$P \geq S$$

S : スピーカーの定格入力の合計

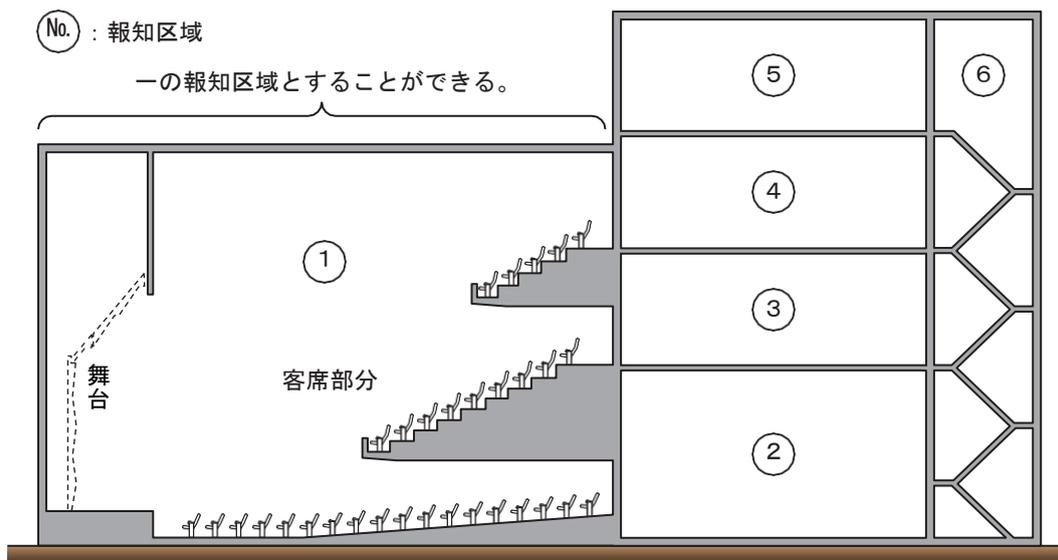
- (オ) 規則第25条の2第2項第3号りに規定する放送設備を業務用の目的と共用するものにあつては、起動装置等による信号を受信し、非常放送として起動された場合、直ちに、かつ、自動的に非常警報以外の放送を停止できること。
- (カ) 一の防火対象物において、非常用の放送設備以外の業務を目的とした放送設備が独立して設けられている場合は、非常用の放送設備を操作した際、音声警報が有効に聞こえる措置を講じること。▲
- (キ) 放送階選択スイッチの部分には、報知区域の名称等が適正に記入されていること。
- ウ 常用電源は、規則第25条の2第2項第4号ホの規定によるほか、第10自動火災報知設備4(3)を準用すること。
- エ 非常電源は、規則第25条の2第2項第5号の規定によるほか、第23非常電源によること。

- (5) 報知区域は、規則第25条の2第2項第3号チの規定によるほか、次によること。
- ア 報知区域は、原則として階別とすること。▲（第14-7図参照）
 - イ 階段は、居室及び廊下又は通路の部分と別な報知区域に設定され、かつ、最下階を基準とし、垂直距離45mごとに一報知区域とすること。▲
ただし、階段室のない階段については、この限りでない。
 - ウ エレベーター内は、居室及び廊下又は通路の部分と別な報知区域として設定すること。▲



第14-7図

- エ 劇場等で、階の一部が吹き抜けになっており、天井面等に取り付けたスピーカーにより有効な音量が得られる場合、当該部分は一の報知区域とすることができること。（第14-8図参照）



第14-8図

(6) 音声警報音は、次によること。

ア 音声警報音のメッセージ

非常警報告示第4第3号に規定する音声警報音のメッセージについては、次の文例又はこれに準ずるものとする。

(ア) 感知器発報放送

メッセージの内容（女声）

「ただいま〇階の火災感知器が作動しました。係員が確認しておりますので、次の放送にご注意ください。」

第1シグナル（ピンポン、ピンポン、ピンポン） + メッセージ（2回以上繰り返し）

(イ) 火災放送

メッセージの内容（男声）

「火事です。火事です。〇階で火災が発生しました。落ち着いて避難してください。」

第1シグナル（ピンポン、ピンポン、ピンポン） + メッセージ + 第1シグナル（ピンポン、ピンポン、ピンポン） + メッセージ + 第2シグナル（ビューッ、ビューッ、ビューッ、（スイープ音））（以降繰り返し）

(ウ) 非火災報放送

メッセージの内容（女声）

「先ほどの火災感知器の作動は、確認の結果、異常がありませんでした。ご安心ください。」

第1シグナル（ピンポン、ピンポン、ピンポン） + メッセージ（2回以上繰り返し）

イ 音声警報音のメッセージの特例

(ア) 放送設備が階段、エレベーター昇降路等の^{たて}堅穴部分の感知器の作動により、起動した場合又は手動により起動した場合は、火災が発生した場所に係るメッセージは入れなくても差し支えない。

(参考) 感知器発報放送時のメッセージ例（女声）

「ただいま階段（〇〇階段）の火災感知器が作動しました。係員が確認しておりますので、次の放送にご注意ください。」

又は

「ただいま火災感知器が作動しました。係員が確認しておりますので、次の放送にご注意ください。」

(イ) 防火対象物の利用形態、管理形態等により、前アに定めるメッセージでは支障が生じるおそれのあるものについては、消防機関の認める範囲で内容の変更ができること。

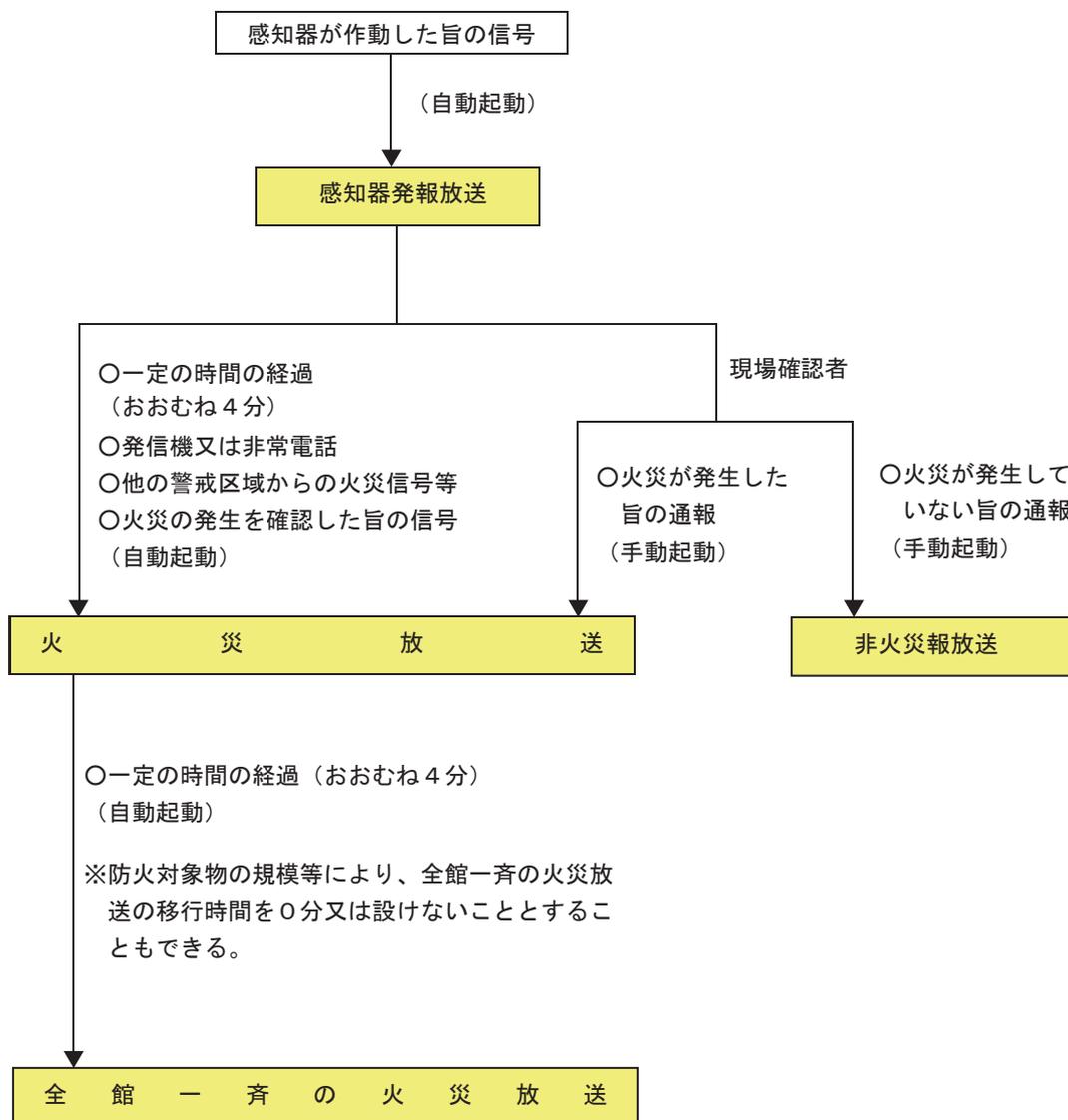
(7) 起動方式等は、次によること。

ア 非常警報告示第4第4号(2)に規定する放送設備の起動方式及び規則第25条の2第2項第3号チに規定する鳴動方式は、第14-9図の例によること。また、感知器発報放送及び火災放送の鳴動方式については、第10自動火災報知設備8(3)イ（(イ)を除く。）を準用すること。

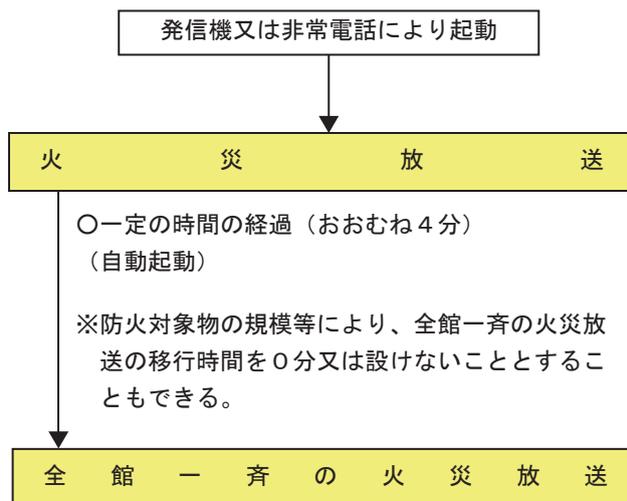
イ 非常警報告示第4第4号(2)イ(ロ) c 及びハ(ハ)に定める信号については、感知器発報放送が起動してからタイマーにより作動する一定の時間を経過した旨の信号とし、一定の時間については、防火対象物の規模、利用形態、管理形態、内装制限の実施状況、現場確認に必要な時間等を勘案して、おおむね4分とし、最大でも10分以内とすること。●

なお、特段の事情がある場合は、消防機関の認める範囲でこれと異なる時間とすることができる。また、防火対象物の規模等により、全館一斉の火災放送の移行時間を0分又は設けないこととすることもできること。

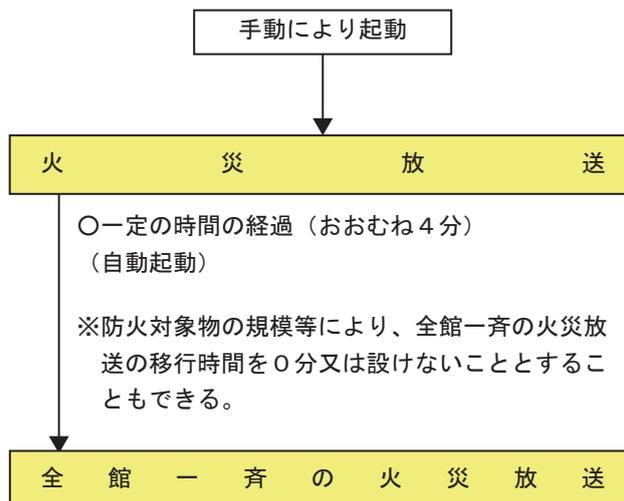
（自動火災報知設備の感知器が作動した旨の信号（火災表示をすべき火災情報信号を含む。）により起動した場合）



(発信機又は非常電話により起動した場合)



(手動により起動する場合)



第14-9図

(8) 地震動予報等に係る放送（以下「緊急地震速報」という。）に対応した非常警報設備の設置基準については、次によること。

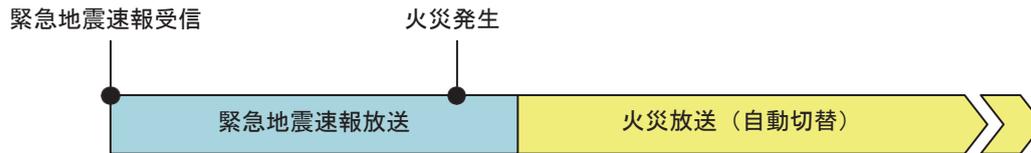
ア 規則第25条の2第2項第3号りに規定する火災の際に遮断しなければならない非常警報以外の放送から、緊急地震速報によるもので、これに要する時間が短時間であり、かつ、火災の発生を有効に報知することを妨げないものから除かれるものであること。

イ 非常警報告示第4第1号(5)に規定する「地震動予報等に係る放送を行う機能を有するものにあつては、地震動予報等に係る放送を行っている間に、起動装置若しくは操作部を操作した場合又は自動火災報知設備等から起動のための信号を受信した場合には、地震動予報等に係る放送が終了した後、直ちに、かつ、自動的に非常警報の放送を行うものであること」とは、第14-10図に掲げる動作フローによること。

想定1（緊急地震速報受信後に火災が発生した場合）



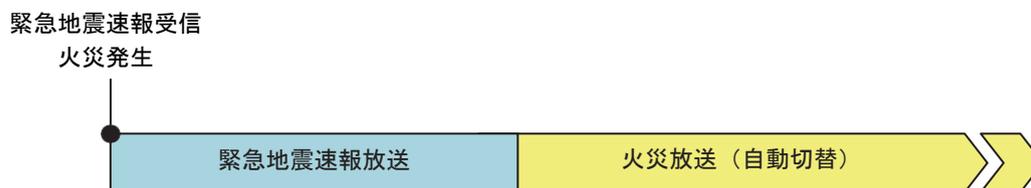
想定2（緊急地震速報放送中に火災が発生した場合）



想定3（火災放送中に緊急地震速報を受信した場合）



想定4（緊急地震速報と火災放送が同時に入力された場合）



第14-10図

- (9) スピーカーは、次によること。
- ア 設置場所は、次によること。
- (ア) 第10自動火災報知設備8(1)(クを除く。)を準用すること。
- (イ) エレベーターが設置される防火対象物にあつては、エレベーター内にスピーカーを設けることが望ましい。▲
- イ 高温多湿となることが予想される場所に設けるスピーカーは、使用場所に適応したものであること。

(10) 放送区域は、次によること。

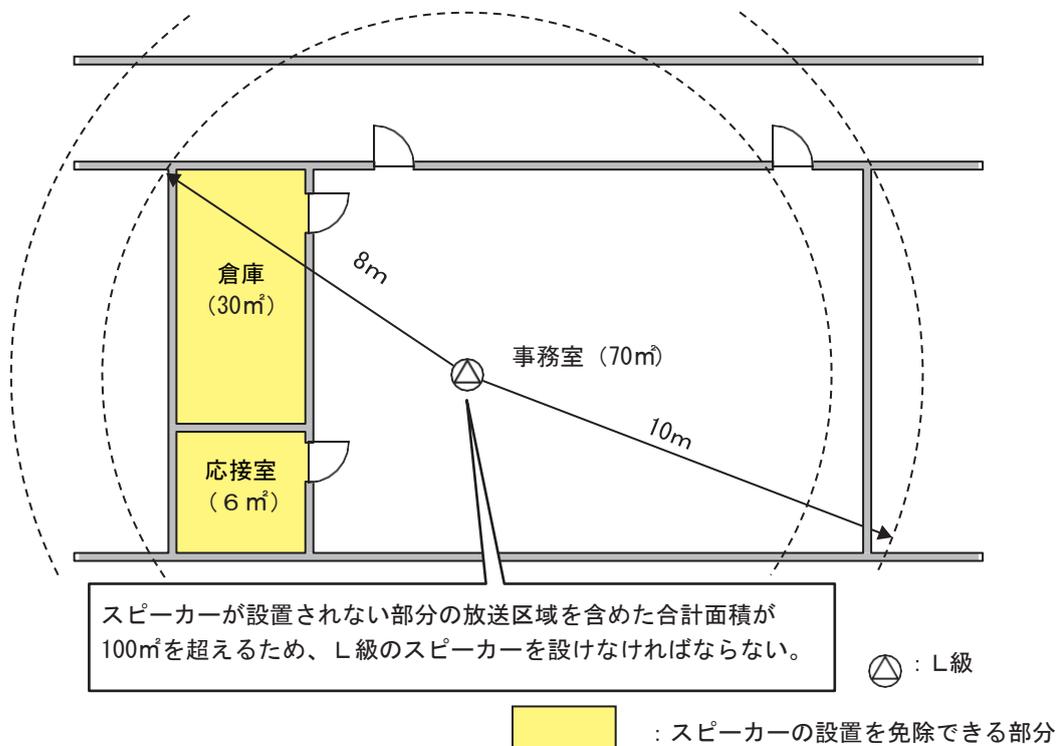
ア 規則第25条の2第2項第3号ロ(イ)に定める放送区域（防火対象物の2以上の階にわたらず、かつ、床、壁又は戸（障子、ふすま等遮音性能の著しく低いものを除く。）で区画された部分をいう。以下同じ。）については、次のとおりとすること。

(ア) 部屋の間仕切壁については、音の伝達に十分な開口部があるものを除き、固定式か移動式にかかわらず、壁として取り扱うものとする。

(イ) 「障子、ふすま等遮音性の著しく低いもの」には、障子、ふすまのほか、カーテン、つい立て、すだれ、格子戸又はこれらに類するものが該当するものであるが、アコーディオンカーテンは含まないものである。

(ウ) 通常は開口している移動式の壁又は戸であっても、閉鎖して使用する可能性のあるものは、壁又は戸で区画されたものとして取り扱うものとする。

イ 規則第25条の2第2項第3号ロ(イ)は、放送区域の面積によって設置できるスピーカーの種類を区分しているところであるが、スピーカーが設置されない放送区域が存する場合は、スピーカーが受け持つ放送区域の合計面積を算定した上で、当該面積に対応する種類のスピーカーを設置すること。（第14-11図参照）

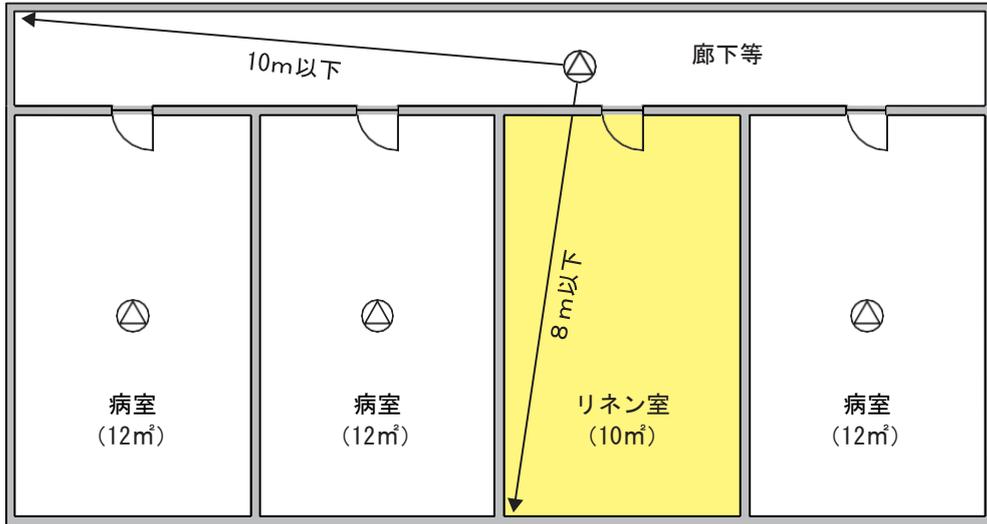


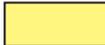
第14-11図

(参考)

スピーカーの種別	放送区域の大きさ
L級	100㎡を超える
L級又はM級	50㎡超え 100㎡以下
L級、M級又はS級	50㎡以下

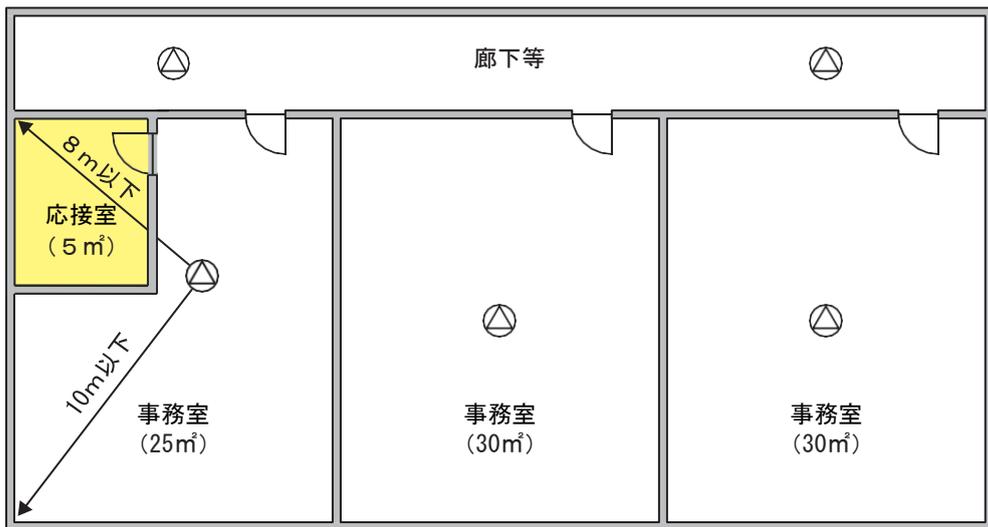
- ウ 規則第25条の2第2項第3号ロ(ロ)に規定する「居室」とは、建基法第2条第4号に規定する居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。
- エ 規則第25条の2第2項第3号ロ(ロ)ただし書に定めるスピーカーの設置を免除できる放送区域及びスピーカーの設置場所については、次の例によるものとする。
- (ア) 居室又は居室から地上に通ずる主たる廊下その他の通路以外の場所でスピーカーの設置を免除できる場合（第14-12図参照）

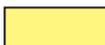


 : スピーカーの設置を免除できる部分

第14-12図

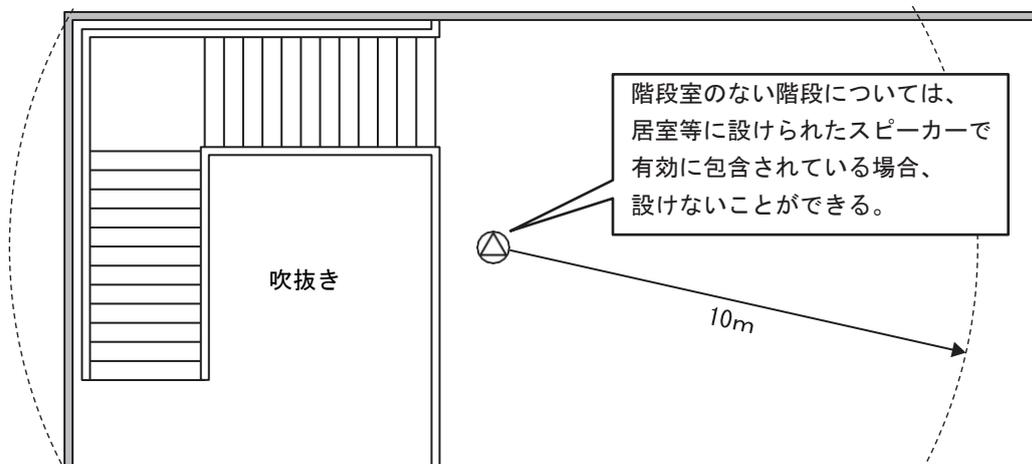
- (イ) 居室でスピーカーの設置を免除できる場合（第14-13図参照）



 : スピーカーの設置を免除できる部分

第14-13図

オ 規則第25条の2第2項第3号ロ(ハ)の規定により、階段又は傾斜路にスピーカーを設けることとされているが、階段室のない階段については、当該階段部分が同号ロ(ロ)のスピーカーで有効に包含されている場合、設けないことができる。(第14-14図参照)



第14-14図

カ 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物の住戸部分については、令第32条の規定を適用して、住戸内の戸等の設置にかかわらず、各住戸(メゾネット型住戸等の2以上の階にまたがるものについては各階ごとの部分)を一の放送区域として取り扱うことができる。

ただし、当該部分の床面積に応じて、規則第25条の2第2項第3号ロ(イ)により、スピーカーを設置すること。

キ スピーカーから8mを超える場所に可動式ブース(カラオケボックスその他これに類する遊興の用に供することを目的とするものを除く。)を設けることにより、当該可動式ブース内にスピーカーの設置が必要と認められる場合であっても、次の(ア)及び(イ)に掲げる要件を満たすものについては令第32条の規定を適用し、スピーカーを設けないことができる。ただし、火気設備等の使用を行うもの、宿泊を目的とするもの及び仮眠を伴うおそれがあるものを除く。

(ア) 次のa又はbに掲げる要件を満たすこと。

a 可動式ブースの床面積は6㎡以下であること。

可動式ブース外部から当該可動式ブース内で発生した火災を目視できること(可動式ブースの内部及び外部直近に煙を感知する連動型住宅用防災警報器が有効に設置され、火災を覚知した際に相互に連動させる等の方法により、可動式ブース内部で発生した火災及び可動式ブース外部直近で発生した火災をそれぞれ当該可動式ブース外部直近及び当該可動式ブース内部において早期に覚知できるよう措置されている場合を除く。)

b 可動式ブースの床面積は6㎡以下であること。

可動式内部及び外部直近に煙を感知する連動型住宅用防災警報器を有効に設置し、火災を覚知した際に相互に連動させる等の方法により、可動式ブース内部で発生した火災及び可動式ブース外部直近で発生した火災をそれぞれ当該可動式ブース外部直近及び当該可動式ブース内部において早期に覚知できるように措置されていること(仮眠中の使用者に対し、火災の早期覚知させることについて、連動型住宅用防災警報器の警報音による場合と同等以上の性能を有すると認められる場合に限る)。

上記の連動型住宅用防災警報器の設置(火災が発生した際に相互に連動させることを含む。)などの方法により、可動式ブース内部で発生した火災及び可動式ブース外部直近で発生した火災を当該防火対象物における従業員等の常駐場所で覚知できるように措置されていること。

可動式出入口の扉に施錠装置が設けられていないこと（非常の際に外部から容易に解錠できる場合を除く）。

可動式ブース内の見やすい箇所に喫煙その他火気の使用を禁ずる旨の表示が設けられていること。

(イ) 次のa又はbに掲げる要件を満たすこと。

- a 当該可動式ブースの外に設置されたスピーカーによる放送について、当該可動式ブース内における音圧が65デシベル以上となることが確認できること。
- b 次の(a)から(d)までに掲げる要件を満たすこと。
 - (a) スピーカーから第1シグナル（非常警報設備の基準（昭和48年消防庁告示第6号）第4第3(2)に規定する第1シグナルをいう。以下同じ。）が鳴動した時点で、当該可動式ブース内にいる者に対し、放送設備による火災警報がなされた旨を警報音（65デシベル以上の音圧のものに限る。）及び発光により直ちに報知できる機器等（放送設備の起動や第1シグナルの鳴動等に連動して有効かつ確実に作動すること（65デシベル以上の音圧による警報音の鳴動及び発光の起動の状態を1分間以上継続できることをいう。以下同じ。）が実験等により確認されたものに限る。）が設置されていること。
 - (b) 当該可動式ブース内の見やすい箇所に、下記に掲げる事項に係る表示が設けられていること。
 - ・ (a)の警報音及び発光は、可動式ブースの外における火災発生を知らせるものであること。
 - ・ (a)の警報音の鳴動及び発光の起動の際にとるべき行動（可動式ブース外に出て、火災の発生や避難等の要否などを確認すること等）
 - c (a)の機器等の電源は、下記に掲げる要件を満たすものであること。

特定小規模施設用除同火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成20年消防庁告示第25号）第2号6号の規定の例により設けられていること。

電池以外から供給される電力を用いる場合にあっては、当該電源が停電した場合であっても(a)の機器等を10分間以上有効かつ確実に作動することが可能な状態に維持することができる容量の電池が設けられていること。
 - d (a)の機器等は、点検が実施され、適切に維持管理されていること。

(11) スピーカーの性能に応じた設置

規則第25条の2第2項第3号ハの規定に基づき設置すること。

(12) 起動装置は、規則第25条の2第2項第2号及び第2号の2の規定によるほか、次によること。

なお、規則第25条の2第2項第2号の規定により、非常電話を設置する場合を除き、放送設備が自動火災報知設備と連動されている場合は、起動装置を省略することができること。

ア 起動装置に押しボタンスイッチを使用する場合は、前1(4)を準用すること。

イ 規則第25条の2第2項第2号に規定する非常電話は、次によること。

なお、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）第2条第22号に定めるT型発信機を当該基準に基づき設置した場合、非常電話と同等のものとみなすことができること。

(ア) 設置位置は、次によること。

a 操作部（親機）

- (a) 防災センター等の常時人のいる場所に設けること。
- (b) 増幅器等及び自動火災報知設備の受信機に併設して、それぞれの機能操作が有効に行える位置に設けること。▲
- (c) 制御部（電話交換機部分）と操作部が分割されているものは、原則として同一室内に設

けること。▲

b 非常電話機（子機）

(a) 非常用エレベーター乗降ロビー、特別避難階段の付室、階段の付近又は廊下等で、自動火災報知設備の発信機、連結送水管の放水口、非常コンセント設備等に併設して設けること。●

(b) 操作上支障となる障害物がない箇所に設けること。

(イ) 機器は、次によること。

a 非常電話機は、送受話器を取り上げることにより、自動的に操作部への発信が行われるものであること。

b 業務用電話と兼用されるものは、非常電話として起動した場合、業務用電話の機能を遮断するものであること。

c 非常電話機は、放送機能を有しないこと。

d 操作部は、非常電話機の発信により火災音信号が鳴動するものとし、発信階を表示すること。

e 操作部は、非常電話機の発信を受信した場合、送受話器を取り上げる等の簡単な操作で火災音信号を停止し、発信を行った非常電話機と相互に同時通話ができること。

f 操作部は、二つの非常電話機との三者通話も可能であること。

g 非常電話機の回線が短絡又は断線しても、他の回線に障害が波及しないこと。

h 非常電話機の収納箱及び操作部の外箱は、厚さ0.8mm以上の鋼板又はこれと同等以上の強度及び難燃性を有すること。

i 放送設備を起動する場合、操作部と増幅器等との連動方式は、無電圧メーク接点により相互の機能に異常を生じないこと。

(13) 表示灯は、規則第25条の2第2項第2号の2ニの規定によるほか、前1(6)を準用すること。

(14) 相互通話設備

規則第25条の2第2項第3号ヲに規定する「操作部又は遠隔操作器のある場所相互間で同時に通話することができる設備」とは、次によること。

ア 設置位置等は、次によること。

(ア) 操作部又は遠隔操作器の設けられている直近で、当該機器の操作に有効な位置であること。

(イ) 床面の高さから0.8m（椅子に座って操作するものにあつては0.6m）以上1.5m以下の箇所に設けること。

(ウ) 相互通話設備として、次のいずれかの設備が設けられていること。

a インターホン

b 非常電話

c 発信機（P型1級、T型）

d 構内電話で非常用の割り込みのできる機能を有するもの又はこれと同等のもの

イ 機器は、次によること。

(ア) 一の送受話器を取り上げ又は選局スイッチを操作する等容易な方法により、自動的に一方の機器への発信が可能なものであること。▲

(イ) 一の送受話器の発信により、一方の機器への呼び出し音が鳴動するとともに、表示装置が設けられているものは、当該表示が有効に点灯すること。▲

ウ 常用電源は、第10自動火災報知設備4(3)を準用すること。▲

(15) 配線は、規則第25条の2第2項第4号の規定によるほか、次によること。

ア 増幅器と操作部をそれぞれ異なった場所に設置する場合、増幅器から操作部までの配線は、耐熱配線とすること。

ただし、増幅器から操作部又は操作部から増幅器に非常電源を供給する場合には、耐火配線とすること。

イ 遠隔操作器のみが防災センター等に設置される場合で、増幅器又は操作部から非常電源が供給される場合の配線は、耐火配線とすること。

ウ 増幅器等からスピーカーまでの配線は、火災の際、一の報知区域の配線が短絡又は断線しても、他の報知区域への火災の報知に支障がないように設けること。

エ 放送設備のスピーカーを業務用の放送設備と兼用するもので、スピーカー回路を切り替える方式の制御配線は、当該回路に異常がある場合、スピーカーは非常用回路に接続される方式とすること。

▲

オ 放送設備の起動により、業務用の放送設備等を停止する場合の制御配線は、当該回路に異常がある場合には、業務用の放送等が停止される方式とすること。▲

なお、ここでいう「制御配線」とは、増幅器等が設置される居室外の配線をいう。

カ 電線の接続等は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で行われていること。

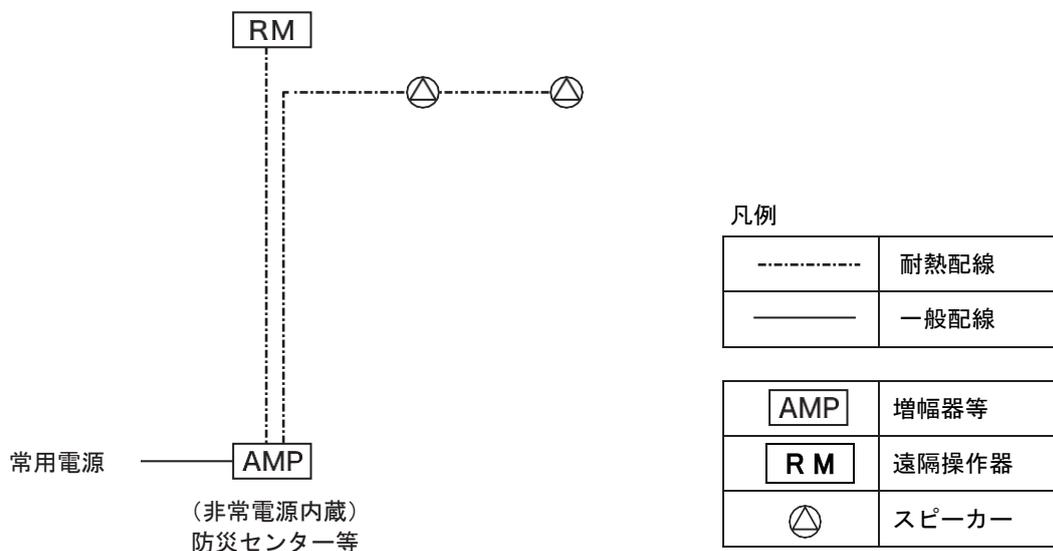
キ 耐火配線又は耐熱配線を必要とする配線は、次によること。（第14-15図参照）

(ア) 耐火配線

非常電源（非常電源専用受電設備又は蓄電池設備）から増幅器等までの配線（増幅器等に蓄電池が内蔵されている場合は、一般配線として差し支えない。）

(イ) 耐熱配線

- a 増幅器等からスピーカーまでの配線
- b 増幅器等から遠隔操作器までの配線
- c 増幅器等から表示灯及び起動装置までの配線



第14-15図

(16) 誘導音装置付誘導灯の取扱いについては、第16誘導灯13によるほか、次によること。

ア 誘導音装置付誘導灯の誘導音の発生は、第16誘導灯13(5)によるものとし、原則として放送設備の感知器発報放送又は火災放送と同時に開始されるものであること。

イ 誘導音装置付誘導灯の誘導音の音圧レベルは、当該装置の中心から1m離れた位置で70dBに調節されていること。▲

ウ 誘導音装置付誘導灯は、点滅型であることが望ましいこと。▲

(17) 規則第25条の2第2項第6号の規定により設ける総合操作盤は、第24総合操作盤によること。

(18) 放送設備に対する特例

令第24条第2項及び第3項に掲げる防火対象物に存する部分のうち、放送設備の操作部等が設置されている防災センター等において、操作部等にモニタースピーカーが設置され、防災センター等の各部分から操作部のモニタースピーカーまでの水平距離が10m以下である場合は、令第24条第4項の規定にかかわらず、放送設備のスピーカーを設けないことができるものとする。▲